

大津市地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 趣旨

大津市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づき、本市における地球温暖化対策や自然環境保全等地球環境保全に関する普及啓発の拠点となる団体を「大津市地球温暖化防止活動推進センター」（以下「大津市センター」という。）として、期間を定めて指定してきましたが、令和 6 年度末をもって現大津市センターの指定期間が満了いたします。

気候変動に伴う様々な影響に対する懸念が高まるなか、これまでの成果を持続しつつ、さらなる取組や対策を進展させる必要があることから、引き続き、大津市センターを指定することとします。

ついては、令和 7 年 4 月からの 3 年間、大津市センターとして活動される法人を指定するため、指定を受けようとする法人を募集し、応募法人のなかから 1 法人を選定します。

※地球温暖化防止活動推進センターとは、「施設」ではなく、「機能（役割）」です。民間の 1 団体に、市内における地球温暖化防止等環境保全活動活性化の拠点としての機能（役割）を担っていただくことを、市が指定するものです。公の施設の管理を目的とする指定管理者制度とは異なります。

2 申請要件

大津市センターの指定団体の募集に申請することができる団体は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人であって、以下の各号の要件を満たすものとします。

- （１） 定款又は寄付行為の目的に、地球温暖化の防止に寄与する活動を行う旨が記載されていること。
（地球温暖化の防止につながる活動の促進を図ることが分かる表記であれば、環境保全活動等といった表記でも可）
- （２） 令和 6 年 12 月 1 日現在、大津市内における上記（１）に関する活動歴を 2 年以上有すること。
（なお、活動歴については、法人化前の任意団体としての活動期間を含むことができる。）
- （３） 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体でないこと。
- （４） 特定の公職にある者（候補者）又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- （５） 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （６） 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質

的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 指定期間

令和7(2025)年4月1日から令和10(2028)年3月31日まで3年間とします。

4 大津市センターの事業内容

大津市センターは、「大津市環境基本計画」の目指す環境像の実現に向けて、本市における地球温暖化対策や自然環境保全等地球環境保全の推進に資するため、主に次の事業を行うものとします。

(1) 法第38条第2項各号に規定する市域での次に掲げる事業

ア 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること

イ 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと

ウ 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること

エ 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること

オ 地方公共団体実行計画(法第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画をいう。)の達成のために本市が行う施策に必要な協力をすること

カ 前各号の事業に附帯する事業

(2) 大津市が委託を予定する事業

本市では、大津市センターに対して次の事業の委託を予定していますが、詳細については指定を受けた団体と協議し、当該年度の予算が成立した後、所定の手続きを経て決定します。なお、大津市センターの指定は、本市からの業務委託を確約するものではありません。

ア 地球温暖化対策等環境保全に関する普及啓発事業の実施

- ・地球温暖化対策等環境保全に関する意識の啓発を行うため、市民及び事業者向けに、講座、体験学習、エコライフデー及び自然家族事業などを実施する。

イ 環境に関する大規模イベントの開催

- ・環境やエネルギーなどについて楽しく体験しながら学習する大規模なイベントを開催する。

ウ 市民や事業者に向けた環境保全等に関する情報の発信

- ・大津市センターのホームページを開設し、市民及び事業者に対し、地球温暖化対策等環境保全等に関する様々な情報を発信する。
- ・地球温暖化対策等環境保全に関して幅広い層に向けた情報誌を定期的に発行する。

エ 環境に関する相談や問い合わせへの対応

- ・市民及び事業者からの地球温暖化対策等環境保全に関する相談や問い合わせに対応する。

5 大津市センターの事業実施拠点

大津市センターの指定を受けた団体は大津市内に事務所を有し、大津市内一円で活動を行える体制を整えるものとします。ただし、本市と協議の上、明日都浜大津（大津市浜大津四丁目1番1号）4階の一部を事務所として使用することができます。

6 大津市センターの事業経費

大津市センターの指定を受けた団体の経費で実施してください。なお、指定を受けた団体は国等が地域地球温暖化防止活動推進センターに対して交付する補助金等を活用することができるほか、本市から予算の範囲内で事業の委託を予定しています。

ただし、国等の補助事業や本市の委託事業を行う場合は、収支を明確にした上で、一定期間、事業及び収支に係る書類を保管し、資料の提出を求められた場合には対応する必要があります。

7 申請書類

申請書類は、「4 大津市センターの事業内容」を基に作成してください。

(1) 大津市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（様式1）

（添付書類）

- ① 定款又は寄付行為（各団体の様式で可）
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

- ④ 収支計算書又は活動計算書、貸借対照表、財産目録（直近２年分）

※法人設立後２年を経過していない場合、任意団体時のものを添付

- ⑤ 直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことを確認できるもの）（写し可）

（２） 組織・運営体制図（様式２）

組織図や名簿等を記載し、法人の活動体系の全容と大津市センターとして指定を受けた場合の位置付け、事業の実施体制、スタッフの人数や経験年数、応援スタッフの数等、事業を実施する人材や体制がわかるように作成してください。

（３） 直近２年間の主な活動実績書（様式３）

直近２年間の活動の中で、法人として特徴的な活動や、効果があったと考える活動を、「Ａ 地球温暖化防止等環境保全に関する活動実績」及び「Ｂ Ａ以外の活動で貴団体が持つ地域ネットワークを活かした活動実績」に分けて記載してください。

（４） 事業計画書（様式４－１、４－２）

① 事業計画書：将来ビジョン等（様式４－１）

大津市センターとして指定を受けた場合に目指す①市域での温暖化対策や環境保全等に対する将来ビジョン、②ビジョン達成に向けて指定期間に取り組む目標、③目標に向けての活動方針や実施事業について記載してください。

② 事業計画書：大津市が委託を予定する事業（様式４－２）

「４大津市センターの事業内容」、「（２）大津市が委託を予定する事業」についての事業計画を記載してください。

（５） 確認書（様式５）

※申請書類は（１）～（５）の順に並べ、下方中央にページ番号を付してください。

８ 質問書の受付及び回答

募集要項の内容に関する質問がある場合は、次のとおり、受け付けます。

（１） 受付期間

令和６年１２月４日（水）から令和６年１２月１８日（水）まで【必着】

（２） 受付方法

質問書（様式６）に質問内容を記載し、環境政策課（E-mail アドレス：otsu1121@city.otsu.lg.jp）あて電子メールで送信してください。送信後、環境政策課（TEL：077-528-2760）へ電話をし、受信の確認をしてください。

他の方法での質問は受け付けません。

（３） 質問に対する回答の方法

令和６年１２月２５日（水）以降に、大津市ホームページへ掲載します。

回答は、質問があった場合のみ、掲載します。

９ 申請書類の提出

（１） 提出期間

令和６年１２月４日（水）から令和７年１月１０日（金）まで

（２） 提出方法

次のいずれかの方法で申請書類を提出してください。

ア 大津市環境部環境政策課（大津市役所本庁舎別館 1 階）へ持参（ただし、受付は開庁日の 9 時から 17 時までとする。）

イ 大津市環境部環境政策課へ郵送。郵送の場合は、令和 7 年 1 月 10 日（金）必着とし、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。なお、郵便事故等により申請書類が提出できなかったことによる異議申し立ては受け付けません。

（3） 提出部数

原本 1 部及びコピー 7 部

コピーは、すべて A 4 サイズの用紙に統一してください。

10 申請書類の取り扱い

（1） 申請書類の作成、提出等にかかる費用は、申請団体が負担するものとします。

（2） 申請書類は、大津市センターの指定団体を選考する目的でのみ使用します。ただし、大津市センターに指定された団体の申請書類については、指定団体の説明に必要な範囲で、一部又は全部を無償で使用（複製及び転記）する場合があります。

（3） 申請書類は、大津市情報公開条例（平成 14 年条例第 4 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を実施する上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。なお、大津市センター指定団体決定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とします。

（4） 申請書類に不明な点等がある場合、追加資料の提出を求めることがあります。

（5） 申請書類の提出方法等が守られなかった場合又は虚偽の記載があった場合は失格とします。また、大津市センターに指定された後に虚偽の記載が判明した場合には、指定を取り消すことがあります。

（6） 申請書類については、返却しません。

11 指定団体の選考

（1） 選考方法

指定団体の選考は、本市が設置する「大津市地球温暖化防止活動推進センター指定団体選考委員会」（以下「選考委員会」という。）で行います。選考に当たっては、大津市センターとしての適格性や事業の実施能力等について申請書類とヒアリングに基づき評価を行い、大津市センターとして適切な団体を指定候補団体として選考します。

選考委員会の選考結果を踏まえて、大津市長が指定団体を決定します。

（2） 申請書類等の内容に関するヒアリング

ア 日時 令和 7 年 1 月 23 日（木）午後 2 時（予定）

イ 場所 大津市役所本庁舎内会議室

ウ 所要時間 1 団体あたり 25 分程度（申請団体による提出書類の説明 15 分、質疑応答 10 分）

エ 留意事項

- ・ヒアリングの出席者は 3 名以内とし、本業務に従事する者が行うこととします。
- ・ヒアリング時の説明は、申請書類として提出された資料で行ってください。
- ・プロジェクターやパソコン等の電子機器は使用できません。

・日時、集合場所等の詳細については、別途、大津市センター申請団体に連絡します。（令和7年1月16日（木）連絡予定）

12 評価項目及び配点

（評価項目及び配点）

評価項目		評価内容	配点
1 業務遂行能力			30
(1) 業務を遂行するための 人材、組織力	地球温暖化対策等環境保全事業の実施に必要な知識・経験を有しているか。		10
	センターの事業をサポートできる人材・体制を整え、経理・会計事務処理や委託された場合の報告書の作成など、事務的能力を有しているか。		10
(2) 業務を遂行するための 財務能力	収支状況や事業計画等に鑑み、経営面において、今後3年間、安定的かつ適切に大津市センター業務を行う能力があるか。		10
2 活動実績			20
(1) 地球温暖化防止等環境 保全に関連した活動実績	地球温暖化防止等環境保全に関連した活動実績があるか。		10
(2) 地域ネットワークを活 かした活動実績	他の環境団体や市民等とのネットワークを活かした活動実績があるか。		10
3 事業計画書について			50
地球温暖化対策をはじめとし た環境全般に関する将来像		主体性をもって、市内の温暖化防止活動をはじめ、環境保全活動（市民の活動も含む）をリードしていく強い意欲があるか。	10
個 別 事 業	(1) 広報企画力	市民・事業者にアピールする普及啓発・広報企画が盛り込まれているか。	10
	(2) 企画の妥当性	大津市センターとして期待される役割を理解し、事業内容に反映されているか。	10
	(3) 企画の具体性	提案された事業内容は規模が適正で、具体性・実現可能性があり、効果が見込めるか。	10
	(4) 協働の視点	多様な主体（市民、事業者、市民活動団体、行政等）との連携を考慮しているか。	10
合 計			100

13 評価基準

選考委員会において、委員が評価項目ごとに5段階評価を行います。各委員の評価を、評価項目ごとに設定した配点に応じ100点満点で点数化し、全委員の満点の合計点数の6割以上かつ最高得点の団体を指定候補団体として選考します。ただし、同点の場合は、選考委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところにより選考します。

(5段階評価の基準)

評価段階	評価の基準
5	特に優れている（高度な能力を有している）
4	優れている（十分な能力を有している）
3	一応の能力を有している
2	多少能力が乏しいと考えられる
1	能力が非常に乏しいと考えられる

14 選考結果の通知

選考結果については、申請団体ごとに書面により通知します。（令和7年1月28日（火）発送予定）

15 指定後の責務

大津市センターは、法施行規則（平成11年総理府令第31号）第9条の規定に基づき、大津市センターとして行う全ての事業について、毎年度、事業開始前に市長宛てに事業計画書及び収支予算書を提出してください。また、毎年度終了後に、事業報告書及び収支決算書を市長宛てに提出するものとします。

ただし、大津市が委託を予定している事業については、団体指定後、市と協議を行った上で、事業計画書等を作成してください。

16 問い合わせ先

大津市環境部環境政策課（大津市役所本庁舎 別館1階）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2760

E-mail：otsu1121@city.otsu.lg.jp

担当：ゼロカーボン推進グループ 櫻田、杉本

【参考】

○地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第三十八条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

- 2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
 - 一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
 - 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
 - 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
 - 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
 - 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
 - 六 前各号の事業に附帯する事業
- 3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。
- 4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（抜粋）

（指定の申請）

第六条 法第三十八条第一項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄付行為
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 法第三十八条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- 五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

（名称等の変更）

第七条 地域センターは、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 地域センターは、前条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

（欠格事由）

第八条 地域センターは、法第三十八条第六項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して二年を経過していない者を同条第二項第二号、第三号又は第六号（同項第二号又は第三号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

（都道府県知事等への報告等）

第九条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第三十八条第一項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

2 地域センターは、毎年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る地域センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。